



お金のことでお困りではありませんか。

借金は必ず解決できます！一人で悩まず相談を！！



9月～12月『多重債務者相談強化キャンペーン2022』実施中です。

深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、内閣に設けられた多重債務者対策本部と、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、全国の地方公共団体等における相談体制の強化についてのキャンペーンを実施しています。借金でお困りの方は、一人で悩まず、消費生活センターにお電話をください。

多重債務者相談強化キャンペーン2022

借金に関する無料法律相談会

弁護士が無料で
相談に応じます

庄内消費生活センター会場の無料法律相談会

12月1日(木)

開催時間：午後1時から午後3時まで

1枠あたり概ね40分

事前予約制：締切り11月30日(水)午後1時

予約は庄内消費生活センターへ

(電話0235-66-5451)

秘密は守られます。
お気軽に相談を！



限られた時間の中で効率的な相談を行うために、事前に専門の相談員が聞き取りをして相談内容をまとめ、相談者様ご自身にも状況の再確認をしていただきます。返済状況によっては過払い金が発生し返還請求ができる場合もあるため、返済済みのもも申告してください。

庄内消費生活センターでは、キャンペーン期間内外に関わらず、借金に関するご相談を承っております。

個人情報情報は外部に漏れません。安心してご相談ください。



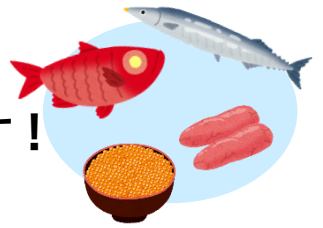
消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)

海産物の電話勧誘・送り付けトラブルに注意！



電話勧誘で契約をしたときは「クーリング・オフ」ができます！
一方的に届いた商品は「受取拒否」を！



事例 突然電話がきて、「以前はお買い上げありがとうございました。キンメダイ、サンマ、サケ、イクラなどが入った海鮮福袋を買いませんか。25,000円相当の内容で17,000円です。このご時世で経営が苦しいので、助けてほしい。」と言われ、「いいですよ」と言ってしまった。電話を切ったあと、以前買った業者とは違う業者だということに気がついた。やはり断りたいが、どうしたらよいか。

トラブルにあわないために

- 「収入が減っている」などと言い消費者の同情心につけこんだり、強引に勧誘をされたりしても、不要な場合はきっぱり断りましょう。
- 電話勧誘で契約をした場合は、**クーリング・オフ**ができます。
- 身に覚えのない商品や、断ったにも関わらず送り付けられた商品は、**受取拒否**をしましょう。その際、送り主の名称・所在地・連絡先をメモするか、写真に撮るなどし、事業者の情報を控えておきましょう。
- 一方的に送り付けられた商品を受け取ってしまった場合、直ちに処分することができます。**代金を支払う必要はありません**。後日業者から請求をされても支払わないようにしましょう。
- 困ったり不安に思ったりしたら、**すぐに消費生活センターに相談してください**。



消費生活無料法律相談会開催日

- ・11月9日(水) 〔午後1時30分から〕
- ・12月7日(水) 〔午後3時30分まで〕

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 (山形県庄内総合支庁 1階)

《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

1人で悩まず
相談してケロ!



☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL: 0235-66-5452